

分野別運用方針(介護分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見一覧

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名
1	全般	【修正案なし】	「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間とりまとめに沿った内容であり、異論ない。介護・看護業における人手不足は非常に深刻で、外国人材受入れのニーズは非常に大きい。日本人と同様に、訪問系サービスを含む多様な業務を経験し、キャリアアップに繋げることは、外国人材が日本で働き続ける魅力の向上にも資する。受入機関にハラスメント防止等の取組が求められるのは当然だが、個々の事業者に任せるだけでなく、業所管省庁・業界団体のより積極的な役割発揮が不可欠。	大下委員
2	5(1)(2)	【修正案なし】	人材確保に向けて賛成する。	黒谷委員
3		【修正案なし】	介護においては訪問系サービスへの従事、外食業分野においては、風営法の許可を受けた旅館、ホテルにおける就労を認める案となっているところ、これらの従事、及び就労範囲の拡大における受入れ見込数との関係はどのように考えればよいか。いずれも一定程度のニーズがある中での追加となることから、需給バランスに対して一定程度の影響を与えることが見込まれる。	是川委員
4	5(2)	【修正案なし】	特定技能外国人へのハラスメントを未然に防ぐ目的から、訪問介護がこれまで認められていなかったという背景があると考えている。業界団体等からの訪問系サービスへの従事を可能とする法改正の要望や「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」での議論をもとに、今回の改正に至ったことはわかるが、特定技能外国人がもしトラブルに遭遇した場合に、その事実を早期に発見するための日常的なコミュニケーションや相談体制の構築、その後の特定技能外国人への配慮や柔軟な訪問先変更といった対応がこれまで以上に重要であるとする。	佐久間委員
5	5(2)カ②	【修正案なし】	「一定期間、責任者等が同行する等により」とありますが、この期間は施設が決められるのでしょうか。介護職員初任者研修を修了して介護施設に勤務を始めた外国人依頼者(定住者)や、特定技能1号で介護施設に勤務を始めた外国人依頼者など、継続的に接している方がいますが、彼らが短期間のうちに1対1で訪問先で介護にあたる様子は想像ができません。介護する側・される側双方のリスクを避けるために、特に介護現場での実務経験が浅い人については、基本的に2名以上での訪問を義務付けたほうが良いと思います。	富田委員
6	5(2)カ④	【修正案なし】	実際にハラスメントが起こった場合に、社内のハラスメント窓口がどの程度機能しているのでしょうか。我々が相談を受けるケースが社内で解決していないものばかりという側面はあるのですが、ハラスメントを受けたという外国人労働者に社内の窓口のことを尋ねても、知らないことがほとんどです。人事部門・担当に伝えて対応をお願いしてみたが駄目だったというケースがあるくらいです。さらに、ここでいうハラスメントは、人事権の機能する上司等からのハラスメントではなく、周囲の目の届かない「訪問介護」という特殊な現場で、顧客によるハラスメントという特殊性があります。1号特定技能外国人が、このような状況でハラスメントにさらされることを「防止」するために社内ハラスメント窓口が機能するのか疑問です。リスクが高く、ハラスメント被害の深刻さを考えれば、より実効性のある防止措置を具体的に定める必要があると思います。	富田委員
7		意見を踏まえ検討いただきたい	訪問介護では施設介護より高い能力が求められることから、分野別方針において訪問介護の固有要件を明示すべきであり、少なくとも以下のような要件が必要である。 1. 日本語要件の厳格化(基準としてN2相当) 2. 日本の介護施設での就労経験(1年以上)と半年程度の同行支援の義務化 3. 事業者の判断に委ねるのではなく、国の基準として以下の場合には「訪問介護」の対象としないことの明示 (1) 認知症を含め意思の疎通が難しい場合など (2) 生活習慣・食生活の違いや金銭トラブルを未然に防ぐ観点から「調理」、「買い物代行」、「薬の受取り」など 4. 外国人が介護することに関する利用者及びその家族の同意(配慮でなく義務化) 5. 外国人労働者を速やかに保護する観点から、緊急時に対応できる体制整備の必須化	富高委員

分野別運用方針(介護分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見一覧

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名
8		意見を踏まえ検討いただきたい	現在、技能実習制度における訪問介護の追加については「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において議論がなされていることから、その内容を踏まえて特定技能制度における受入れの要件を検討すべきである。	富高委員
9	5(2)カ	【修正案なし】	資料「特定技能制度に係る既存の分野別運用方針の改正について(案)」の中で示されている、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間まとめ概要では、訪問介護を認める条件とは別項目で、訪問入浴介護に関して、さらなる条件を付けています。しかし、今回の運用方針の改正では、訪問入浴介護に関する条件については示されていません。訪問入浴介護については、今回の改正では認めないという考えでよろしいでしょうか。それとも、5(2)カで示されている事項が遵守されていれば、認めるという考えでよろしいでしょうか。訪問入浴介護を認める場合、中間まとめ概要の条件を付すことも検討したらいかがでしょうか。	花山委員
10	3	「介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。」 ↓ 「介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等(基本方針第三の1(2)の定める、相当程度の知識又は経験等を要する技能の水準を判定するもの)に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。」	特定技能1号に求められる技能は、基本方針第三の1(2)において、「相当程度の知識又は経験等を要する技能」、すなわち、「相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のもの」であり、その技能評価試験も、外国人がこの水準に達していることを確認する内容のものであることが当然に求められることになるが、現在の文言では、試験がどのような水準であることを要するかが明記されていないため、いかなる内容の試験でも合格すれば水準を満たすものと誤解されるおそれがある。	山川委員

分野別運用方針(工業製品製造業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見一覧

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名
1	全般	【修正案なし】	内容について概ね異論ない。事業者にとっては新たな負担が生じることであるので、業界を挙げての適切かつ円滑な外国人材の受入れに向けた取組の重要性を丁寧に説明し、理解を得られるよう努めていただきたい。	大下委員
2	5(2)イ①	【修正案なし】	生産性向上・国内人材確保のための取組実施が特定技能受入れの要件となっていることは承知しているが、賃上げを団体の加入要件とすることは適当ではなく、また現実的でもない。国や自治体の支援策等を紹介するなど、団体の取組として、自治体や他の支援機関等と連携し、加入事業所の賃上げや生産性向上を後押しすることが重要。	大下委員
3	5(2)	【修正案なし】	人材確保に向けて賛成する。	黒谷委員
4	5(2)	【修正案なし】	新設される民間団体は、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会へと加入し、これまで当該協議会への加入が義務付けられていた特定技能所属機関は、新設される民間団体へ加入することを通じて間接的に協議会へ加入していることとなる。しかし、わざわざ新設される民間団体をささむのではなく、新設される民間団体自体を製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会とした方がわかりやすいのではないかと。 また、特定技能所属機関に新たに課される条件として、生産性向上の取組を行っていること、として賃上げ等の取組を行っているかが求められる。中小企業や零細企業にとっては、対応が難しく協議会に所属できない、所属しても除名されてしまう企業も多いのではないかと。	佐久間委員
5	5(2)	【修正案なし】	民間団体を活用し、そこに育成就労については育成就労実施者や監理支援機関、特定技能については、登録支援機関も入るのが、各分野においてバラバラである。各分野で異なり、制度がわかりにくいことから、有識者会議の協議会を設けるように依頼したのである。すべての分野が同じような体制を組むよう、再度、各分野では協議してほしい。	佐久間委員
6	5(2)ア	【修正案なし】	①民間団体を設けることにより、行政に対して実情・課題・意見が伝わりにくくなること、②会費を受け取っている民間団体が、その支払元である所属機関・業界団体の意向をくむばかりになることが懸念されます。また、広い分野の所属機関・業界団体にどのような民間団体なら機能するのか、なかなかイメージできません。民間団体を設けることが既定路線なのであれば、それを中止すべきとまでは申しませんが、民間団体ができて、行政が責任を持って主体的な関わりを続け、民間団体とともに課題に対処することのできる体制を希望します。	富田委員
7		意見を踏まえ検討いただきたい	新たに創設される民間団体には中立性と透明性が求められることは言うまでもなく、民間団体において把握した課題や問題事案について業所管省庁に連携し、監督指導に繋げる仕組みにすることや、民間団体の活動実績などの情報公開が不可欠である。そのうえで、現場の課題などがより反映されるようにする観点からは建設分野のJACを参考に、労働組合などの参画も検討すべきである。	富高委員
8		意見を踏まえ検討いただきたい	工業製品製造業分野の「繊維業」については、技能実習制度における法令違反の多さなどを背景に、人権基準や月給制などの上乗せ要件が設けられる。こうした取組が民間団体が新設されたことで後退することが無いよう、むしろこうした取り組みを他業種にも広げる方向で検討すべきである。	富高委員
9		意見を踏まえ検討いただきたい	新設する民間団体が役割を發揮し、業界の自浄作用を高めるためには、特定技能所属機関に対しより高い水準の加盟条件を付すべきである。資料には賃上げとの記載はあるが、月給制を含めた適正な処遇を確保するための仕組み、労働安全衛生教育支援や日本語教育の支援実施などの条件を付すことや人権基準を設けるべきである。 加えて、業界全体の底上げに繋げる観点からは、民間団体による特定技能所属機関に対する指導等の実施や、その指導に応じない、あるいは指導しても改善が見られない場合には、団体からの除名を行うことについて、民間団体の規約などに明記することが必要である。	富高委員
10	5(2)イ②	特定技能外国人の受入れに関するアの団体	5(2)アでは、「外国人」ではなく、「特定技能外国人」という語を用いています。単に「外国人」ではなく、どのような立場の「外国人」であるかを明確にした方がよいと思います。	花山委員

分野別運用方針(工業製品製造業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見一覧

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名
11	3	<p>「製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者・・・とする。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験(1号特定技能の場合は基本方針第三の1(2)の定める、相当程度の知識又は経験等を要する技能、2号特定技能の場合は同2(2)の定める熟練した技能の水準を判定するもの)に合格した者・・・とする。」</p>	<p>特定技能1号に求められる技能は、基本方針第三の1(2)において、「相当程度の知識又は経験等を要する技能」、すなわち、「相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のもの」、同2号に求められる技能は、同2(2)において「熟練した技能」と定められており、それぞれの技能評価試験も、外国人がこれらの水準に達していることを確認する内容のものであることが当然に求められることになるが、現在の文言では、試験がどのような水準であることを要するかが明記されていないため、いかなる内容の試験でも合格すれば水準を満たすものと誤解されるおそれがある。</p>	山川委員
12	5(2)	<p>「・海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「・海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施(試験問題の作成を除く)等」など</p>	<p>現在の技能評価試験は、経済産業省の委託事業として、60名を超える専門家と調整の上で各分野の試験問題の作成を行っているとのことであるが、新設される民間団体において、学習教材の作成やセミナーの実施、書類申請に係る相談対応などの事業者支援、あるいは試験実施の事務作業を行うものとするは妥当であるが、事業者や事業者団体からの会費により、試験問題まで作成するとした場合には、その適切さが担保される十分な措置が講じられない限り、人手不足への対応の必要性のみが重視され、基本方針により求められる技能水準の判定という役割が軽視されるおそれなしとしない。</p>	山川委員
13	5(2)	【修正案なし】	<p>5(2)アの取組は、いずれの事項も、事柄の性質上、必ずしも「事業者や業界団体が加入する民間団体」でなければ実施できないものではないと考えられる。</p> <p>特に繊維工業については、上乗せ要件で、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が課せられているところ、この要件を満たすために、所定のリストに掲載されている監査・認証のいずれかを取得していることが求められており、この取得に多額の費用がかかっている。そうした費用に加えて、「事業者や業界団体が加入する民間団体」への会費も支払わなければならないことになると、事業者にとってかなりの経済的負担となり、特定技能外国人への資金に転嫁されたり、特定技能外国人の受入れの阻害要因となったりする可能性がある。</p> <p><u>当該団体が徴収する会費の額に見合い、事業者のニーズに即した充実した役務を提供できるものであるかが厳しく吟味されるべきである。</u></p>	山脇委員

分野別運用方針(外食業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見一覧

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名
1	全般	【修正案なし】	改正内容に概ね異論ない。宿泊・飲食業における人手不足は非常に深刻であり、外国人材受入れのニーズは非常に大きい。受入機関において、従事が認められない業務(接待)に外国人材を従事させることがないよう徹底することは当然だが、個々の事業者任せだけでなく、業所管省庁・業界団体のより積極的な役割発揮が不可欠。	大下委員
2	5(2)	【修正案なし】	人材確保に向けて賛成する。	黒谷委員
3	5(2)	【修正案なし】	新たに就労が認められる風営法の許可を受けている旅館・ホテルでの業務の従事について、場の雰囲気でも崩壊的に特定技能外国人が接待を行うことのないよう厳格に運用していただきたい。	佐久間委員
4	5(2)	【修正案なし】	業界団体から要望のあった風営法の許可および旅館業法の許可を受けている事業者がどの程度存在しているのか、具体数を把握した方が良いのではないかと。	佐久間委員
5	5(2)ア	【修正案なし】	もう一度、「外食業」を風営法の適用のあるホテル等に広げることの必要性について検討していただきたく、お願いいたします。 特定技能「宿泊」でも、「フロント」「接客」に加え、「レストランサービス業務(配膳・片付け、料理の下ごしらえ、盛り付け等の業務等)」が可能となっています(宿泊分野に関する運用方針)。ホテル内の宴会場等で配膳する外国人が、セウハラなどにあつた場合、ホテルのフロント業務なども行って、そこにいる人に助けを求められればまだしも、ホテル内の「外食業」の業務のみで勤務する方が有効に助けを求めるとは難しいように思います。 特定技能「外食業」の方を、無理にホテル等で雇用するより、「宿泊」の外国人の増加をすることで解決は難しいのでしょうか。	富田委員
6		意見を踏まえ検討いただきたい	旅館の飲食部門において人手不足とのことだが、「宿泊分野」の特定技能外国人が従事する主な業務として「接客」と「レストランサービス業務」が含まれていることを踏まえれば、宿泊施設の飲食部門において、どのような業務を担う労働者がどの程度不足しているかについて、さらなるデータが必要である。そもそも、現在の「外食業分野」の特定技能の枠組みのまま旅館などで受入れを進めること自体に問題があるのではないかと。	富高委員
7		意見を踏まえ検討いただきたい	風営法の許可を受けた旅館等において、宿泊分野による特定技能の受入れに問題が生じた事例がないとのことだが、分野別協議会や業所管省庁として、どのような調査を実施したのかが不明である。また、宿泊分野で接客を担った労働者から、相談をどのように受けているのかについて何も示されていない。なお、新たに特定技能で働く外国人労働者の受入れ拡大をする以上、業所管省庁として外国人労働者への対応のための体制整備・予算確保し、一定期間の実績を経てから緩和について検討すべきである。	富高委員
8		意見を踏まえ検討いただきたい	旅館の飲食での接客において、「接客」と「接待」をどのように区分けしているのかが不明確である。また、仮に旅館の利用客から特定技能で就労する外国人が「接待」に近い対応を求められた際に、どのように断るのかも不明確であり、安易に緩和を認めることは問題である。	富高委員
9	3	「外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者・・・とする。」 ↓ 「外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験(1号特定技能の場合は基本方針第三の1(2)の定める、相当程度の知識又は経験等を要する技能、2号特定技能の場合は同2(2)の定める熟練した技能の水準を判定するもの)に合格した者・・・とする。」	特定技能1号に求められる技能は、基本方針第三の1(2)において、「相当程度の知識又は経験等を要する技能」、すなわち、「相当期間の実務経験等を要する技能」であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のもの、同2号に求められる技能は、同2(2)において「熟練した技能」と定められており、それぞれの技能評価試験も、外国人がこれらの水準に達していることを確認する内容のものであることが当然に求められることになるが、現在の文言では、試験がどのような水準であることを要するかが明記されていないため、いかなる内容の試験でも合格すれば技能の水準を満たすものと誤解されるおそれがある。	山川委員

分野別運用方針(外食業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見一覧

番号	項番	修文案	修正趣旨(御意見)	委員名
10	5(2)ア	<p>ただし、旅館・ホテル営業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。)の形態で旅館業を営み、かつ、同法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けている特定技能所属機関が、風俗営業の用に供する施設として特定された場所以外において飲食物調理、店舗管理又は店舗経営を行わせる場合はこの限りでない。</p>	<p>5(2)ア、ウによれば、旅館・ホテル営業の形態で旅館業を営み、かつ、旅館・ホテル営業の許可を受けている場合は、風俗営業を営む営業所において「接客」を含む就労(接客、飲食物調理、店舗管理)を行わせることが可能となる一方で、風営法上の「接待」(飲乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと)を行わせることは認められないこととなる。</p> <p>「接客」と「接待」の区別は、微妙・曖昧である。一部の旅館等では、宴会場等において、「コンパニオン」と称する者等による性的、扇情的な要素を含む接待行為等が行われている実情にあり、必ずしも風営法や売春防止法等の関係法令による取り締まりが行き届いていない面もある。脆弱な立場にある特定技能外国人に「接客」の名のもとで「接待」を行わせる事態(最悪の場合は人身売買的な事態)が生じる懸念を否定しきれない。制度を悪用・濫用する者が必ず出てくることを前提に制度設計及び運用を行うべきである(なお、資格外活動許可を受けた留学生によるアルバイト、ワーキングホリデー、本邦大学等卒業者(特定活動告示46号)、日系4世、外国人起業活動促進事業(特定活動告示43号)、未来創造人材(J-Find)(特定活動告示51号)等については、健全で安全な就労環境を確保する等の観点から、風俗営業が営まれている営業所における就労は一切禁じられており、入管法は、風俗営業が営まれている営業所における外国人の就労に対して警戒し、消極的である。)</p> <p>従って、分野別運用方針の改正を行うのであれば、左記の修文(警察庁「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」参照)に加え、現行技能実習制度並みに、<u>特定技能所属機関に対しては3年に1度(登録支援機関に支援を全部委託していない自社支援の場合は1年に1度)の頻度で、登録支援機関に対しては1年に1度の頻度で入管庁による実地調査(巡回指導)を確実に行うこととするなどにより、上記のような事態が生じていないかを含め法令遵守状況を継続的に確認する必要がある</u>と考えられる。</p>	山脇委員
11		【修文案なし】	<p>介護においては訪問系サービスへの従事、外食業分野においては、風営法の許可を受けた旅館、ホテルにおける就労を認める案となっているところ、これらの従事、及び就労範囲の拡大における受入れ見込数との関係はどのように考えればよいか。いずれも一定程度のニーズがある中での追加となることから、需給バランスに対して一定程度の影響を与えることが見込まれる。</p>	是川委員